

令和8年 労働災害発生状況（令和8年6月末現在）

(休業4日以上死傷者数)

筑西労働基準監督署

業種別		年		7年		同期比	
		死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業
製造業	食料品		6		14		-8
	木材・木製品						
	化学工業		6		6		
	金属製品		12		7		5
	一般・電気・輸送用機械		7		7		
	その他		9		19		-10
	小計		40		53		-13
建設業	土木工事		4		1		3
	建築工事(木造除く)		6				6
	木造建築工事						
	その他の工事		5		2		3
	小計		15		3		12
陸上貨物運送事業			19		17		2
畜産業			1		1		
小売業			9		10		-1
社会福祉施設			6		12		-6
その他			32		18		14
計			122		114		8

月別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
8年	20	25	26	26	17	8							122

中小企業事業者の皆さまへ

令和8年度（2026年度）版

「令和8年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

■ 高齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導など経費の一部を補助します。

■ 高齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査の上、効果が期待できるものについて、補助金を支給します。全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。

■ 申請の前に、[本リーフレットのほか、必ずホームページに掲載したQ&Aもご確認ください。](#)

補助金申請受付期間 令和8年5月20日(水)～10月31日(土)

ただし、専門家総合対策コースの第1段階の申請期限は8月31日(月)

【注意】 予算額に達した場合は、受付期間の途中で受付けを終了することがあります。

次のいずれも満たす中小企業事業者が対象です(中小企業事業者の範囲は5ページの【参考】を参照)。

・ 1年以上事業を実施していること

・ 役員を除き、自社の労災保険適用の高齢労働者（60歳以上）が常時1名以上就労していること

I 専門家総合対策コース（職場環境改善・運動指導等）

以下の第1段階と第2段階に分かれた申請となります。

第1段階

A.労働安全衛生に係る専門家によるリスクアセスメントの実施

【補助対象】
労働安全衛生に係る外部専門家による、
高齢労働者の特性に配慮したリスクアセスメントを受けるに当たって必要な経費
補助率：4/5
上限額：100万円
(消費税を除く) (BまたはCとの合計額)

※外部専門家の代わりに、自社の安全衛生担当者によるリスクアセスメントを実施し、その結果を踏まえて、右記の第2段階の申請から行うことも可能です(その場合は第1段階の申請は不要です)。

第1段階の申請期間は、令和8年8月31日までに
なっております。
ご注意ください。

第2段階

B.リスクアセスメント結果を踏まえた高齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策（熱中症対策は除く）

【補助対象】
リスクアセスメント結果を踏まえた高齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費（対象の高齢労働者（役員、派遣労働者を除く）が補助対象に係る業務に就いていること。）
補助率：1/2
上限額：100万円
(消費税を除く) (Aとの合計額)

第2段階

C.リスクアセスメント結果を踏まえた高齢労働者を含む全ての労働者の転倒防止・腰痛予防のための運動指導等の取組

【補助対象】
リスクアセスメント結果を踏まえた労働者の身体機能低下による転倒や腰痛を防止するため、専門家等による身体機能のチェック及び運動指導等に要する経費（役員、派遣労働者を除く労働者に対する取組に要する経費に限りません。）
補助率：1/2
上限額：100万円

年齢別	件数	率(%)
～19歳	2	1.6%
20～29歳	12	9.8%
30～39歳	16	13.1%
40～49歳	24	19.7%
50～59歳	28	23.0%
60歳～	40	32.8%

		規模別				事故の型別									
		規模 九人	四 九人	一 九〇 人	五 九〇 人	規模 一〇〇人	墜落・ 転落	転 倒	激突され	挟まれ・ 卷込まれ	切れ・ こすれ	交通事故	動作の反動	その他	合計
製 造 業	食料品		1	1	4	1	1	1					2	1	6
	木材・木製品														
	化学工業	1	1	1	3	1	1	1	3						6
	金属製品	2	8	2			2	1	4	2		1	2		12
	一般・電気・ 輸送用機械	1	4		2		5		1	1					7
	その他		6	2	1	1	2	1	3	1		1			9
	小計	4	20	6	10	3	11	4	11	4		4	3		40
建 設 業	土木工事		4			2	1	1							4
	建築工事 (木造除く)	3	3				2	1	1			2			6
	木造建築工事														
	その他の工事	3	2			1	1	2	1						5
	小計	6	9			3	4	4	2			2			15
陸上貨物運送事業		4	11	1	3	12	3		1		1	1	1		19
畜産業				1			1								1
小売業			5	1	3		6	1		1		1			9
社会福祉施設			4	1	1		3				1	2			6
その他		11	11	4	6	3	16		1	4	3	3	2		32
計		25	60	14	23	21	44	9	15	9	5	13	6		122

※ 数値は、労働者死傷病報告より集計したものであり、()内は死亡者で内数である。

※ 陸上貨物運送事業は「道路貨物運送業」、「陸上貨物取扱業」を合わせたものをいいます。

※ 新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く